		第十九条の二第四号	法第八条第一項	供給区域又は供給地点	第十九条の二第十号	供給約款	指定旧供給区域等小売供給約款	スグループの一二一二一一三A及び三A以外から三A又はへの変更）にかかる費用を原価に計上し又は除去する場合を除く。）
		第十九条の三第二号	第十八条第二号	供給約款	第十九条の三第十号	供給約款	指定旧供給区域等小売供給約款	改正法附則第二十三条第一項
		第十九条の三第三号	第十八条第二号	供給約款	第十九条の三第十号	供給約款	指定旧供給区域等小売供給約款	電気事業法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う経過措置に関する省令（平成二十九年経済産業省令第二十四号。以下「経過措置省令」という。）第五条第二号
	次に掲げる書類	一般ガス料金算定規則第二十一条に規定する書類						
イ　旧一般ガスみなしガス小売事業者指定旧供給区域等小売供給約款料金算定規則（平成二十九年経済産業省令第十九号。以下「旧一般ガス料金算定規則」という。）第二十条に規定する事業者にあつては、同令の規定に基づいて作成した同令様式第六、様式第十第一表及び様式第十二の書類 ロ　旧一般ガス料金算定規則第二十一条に規定する事業者にあつては、同令の規定に基づいて作成した同令様式第一、様式第一表、様式第二、様式第三第一表、様式第四第一表、様式第五第一表、様式第二表、様式第二表補足及び第三表から第五表補足まで（同令第十二条に規定する事業者にあつては、第三表、第四表、第六表及び第六表補足）、様式第六、様式第十第二表並びに様式第十二の書類	第十九条の三第四号	第十八条第二号	経過措置省令第五条第二号	第十九条の三第十一号	一般ガス料金算定規則第二十一条に規定する書類	旧一般ガス料金算定規則の規定に基づいて作成した同令様式第十一の書類

第十九条の三第五号	第十八条第三号	経過措置省令第五条第三号							
第十九条の三の二	一般ガス事業	指定旧供給区域等小売供給							
	供給約款	指定旧供給区域等小売供給約款							
第十九条の三の三	供給約款	指定旧供給区域等小売供給約款							
第十九条の三の三第二号	供給約款	指定旧供給区域等小売供給約款							
第十九条の三の三第三号	第十八条第二号	経過措置省令第五条第二号							
	一般ガス料金算定規則第二十一条に規定する書類	旧一般ガス料金算定規則の規定に基づいて作成した同令様式第十一の書類							
第十九条の三の三第四号	第十八条第三号	経過措置省令第五条第三号							
第二十条の見出し	供給約款等	指定旧供給区域等小売供給約款							
第二十条第一号	供給約款又は選択約款	指定旧供給区域等小売供給約款							
第百二十一条	第十九条、第十九条の三、第十九条の三の三、第十九条の三の四、第十九条の四、第二十条、第二十条の二、第二十条の四、第二十二条、第二十二条の六、第二十三条第二項、第八十条、第八十条の三、第八十条の六、第八十条の八、第八十条の十三、第八十六条の三、第八十六条の五及び第八十七条	第十九条の三、第十九条の三の三、第二十条							